

改正企業会計基準29号

「収益認識に関する
会計基準」等の解説

企業会計基準委員会

専門研究員

中根 将夫

企業会計基準委員会

専門研究員

日野 俊之

【この章のエッセンス】

● 本会計基準等は、主として表示および開示(注記事項)について検討を行ったものであり、原則としてFRS15号の注記事項のすべての項目を含めている。

● 注記する具体的な項目およびその記載内容については開示目的に照らして判断することを企業に求めることとしており、これまでASBJが公表した会計基準等に比して新しい試みであるといえる。

はじめに

企業会計基準委員会(以下、「AS

BJ」という)は、2020年3月31

日に、改正企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」(以下、「改正会計基準」という)および改正企業会計基準適用指針30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(以下、「改正適用指針」という)等⁽¹⁾(以下、あわせて「本会計基準等」という)を公表した⁽²⁾。本稿では、本会計基準等のうち、改正会計基準の開発にあつたの基本的な方針や開示目的等の特徴的な論点を中心に概要を紹介する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

(1) 改正会計基準および改正適用指針に関連して、次の企業会計基準および企業会計基準適用指針を公表した。
・改正企業会計基準12号「四半期財務諸表に関する会計基準」

・改正企業会計基準適用指針14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」

・改正企業会計基準適用指針19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」

(2) 本会計基準等の全文については、ASBJのウェブサイト(<https://www.asbj.jp/accounting-standards/accounting-standards/y2020/2020-0331-01.html>)を参照する。

公表の経緯

ASBJは、2018年3月30日に、わが国における収益認識に関する包括的な会計基準として、企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」(以下、「2018年会計基準」という)および企業会計基準適用指針30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(以下、「2018年適用指針」という)を公表した。

2018年会計基準においては、

2018年会計基準を早期適用する場合の必要最低限の注記事項(企業の主要な事業における主な履行義務の内容および企業が当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)のみを定め、財務諸表作成者の準備期間を考慮したうえで、2018年会計基準が適用されるべき(2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首)までに、注記事項の定めを検討することとしていた。

また、収益に関連する表示に関しては、収益の表示科目、収益と金融要素の影響(受取利息または支払利息)の区分表示の要否、および契約資産と債権の区分表示の要否についても同様に、財務諸表作成者の準備期間を考慮したうえで、2018年会計基準が適用されるときまでに検討することとしていた。

これらの状況を踏まえ、ASBJは、2019年10月30日に、企業会計基準公開草案66号(企業会計基準29号の改正案)「収益認識に関する会計基準(案)」等(以下、「公開草案」という)を公表し、広くコメント募集を行った後、寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行ったうえで公表するに至っている。